

八木 和則

「論点に対するコメント」

・ 6月30日の審議会総会で、以下の5点をコメントいたしました。

- ① IFRS導入の是非につき意思決定するのは2012年に固執する必要はない ただし、米国の動向を見て、意思決定できるだけの準備は遅滞なく進めるべき
- ② 適用の時期は、決定から3年では短いので、5年が適正と考える  
7年では、長すぎる
- ③ IFRSの導入方法の議論が重要  
必ずしもフルアドプションに拘る必要はないのではないか
- ④ 任意適用か強制適用か  
「限定的な強制適用」が妥当と考える
- ⑤ 「連結先行」ではなく、「連単分離」で進めるべき  
IFRSは連結財表に限定して、議論を進めるべき

以上につき、10月17日の審議を踏まえて、③④⑤につきコメントさせていただきます。

既にIFRSについては、「任意適用」が認められ、また将来適用を検討している事業会社も多々ありますので、まずはIFRSの「導入方法」を検討することが第一と考えます。

(今更、地動説を天動説に戻すという考えはないと思います)

議論が拡散しないため&皆様が審議に入れる為には、IFRSのハードルである連結財表に限定して進めることを早急に意思決定すべきかと思えます。

連・単の会計基準の調整は重要ですので(連結先行ではない)、ASBJが別途検討していただきたく。

適用については、「限定的な強制適用」が妥当と考えます。

国際的な会計基準競争の中で、我が国がアジアでのポジション&リーダーシップ（発言権）を維持するためには、「強制適用の決断」を示すことが必要ではないかと考えます。同等性評価に安住しているのは危険と考えます。

（任意適用で様子を見ながらという虫のいい話は通らないような気がします）

「限定的」としたのは、現下の事業会社や監査法人の実情からして、全面適用を強行すると会計情報に品質不良を起こすことを懸念しております。

（結果として、利用者である投資家の期待を裏切ることになる）

会計的実力以前に、経営数字に対する責任感（事業会社）、監査に対する職業的倫理観（監査法人）の欠如に対する懸念を、若干ですが感じております。

以下補足です。

仮に上記の進め方でいくと、IFRSを連結で適用しない会社が多々存在することになりますので、それらの会社が強い合理性がなく連単分離にならないためには、今後のコンバージェンスは、連単同時に適用可能なものに限定して実施すべきと考えます。

事業会社は財表の作成者であると同時に、最大の利用者であります。

また公開会社は常に投資家の視点を見ております。

経営管理を会計を通して行い、IR等で投資家とのコミュニケーションを図るツールの重要な要素が会計であり、作成者と真の利用者との調和は必ず図れると考えております。

国際的な議論をする場合は、IASBであり、議論のベースはIFRS上であることは避けられませんので、積極的に参画し、良き会計基準の構築に発言権を持って関与すべきと考えます。